省　令

○農林水産省令第五十七号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第十八条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

第十一条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号ロ中「をいう。」の下に「次号ロ及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十三　所有権を取得しようとする者が国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ　地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ　その法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び所有権の取得後における従事計画

ハ　国家戦略特別区域法第十八条第一項第一号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾をする旨

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第五項の規定に基づき、農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年農林水産省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（特例分担事務の処理状況の報告の方法）」に改め、同条第一項中「書面」を「報告書」に改め、同条第二項中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削り、同条を第三条とする。

第一条中「国家戦略特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（農地等の利用状況の報告の方法）

第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十八条第五項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同条第一項の規定の適用を受けて農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可をした農業委員会に提出してしなければならない。

一　法第十八条第一項の規定の適用を受けて農地法第三条第一項の許可を受けた法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

二　前号の法人が所有権を取得した農地等の面積

三　前号の農地等における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

四　第一号の法人が行う耕作又は養畜の事業がその農地等の周辺の農地等の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為の写し

二　その他参考となるべき書類

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中㊿を㊿一とし、㊾から㊿までを㊾から㊿までとし、㊽の次に次のように加える。

㊽　イトラコナゾール

別表第三中第百二十七号を第百二十八号とし、第五号から第百二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　イトラコナゾール

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の⑴の表豚、鶏又はうずらの項イ中「豚」を「豚（いのしし（食用に供するために飼養するものに限る。以下この表において同じ。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。